

(趣旨)

第1条 この規程は、秋田大学学則第9条第2項の規定に基づき、秋田大学高大接続センター(以下「センター」という。)の組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、アドミッションセンターの機能を有し、入試制度改革等に持続的に取り組むため、高校と大学の学びの接続やアドミッションポリシーを踏まえた入学者選抜方法の研究・開発及び本学への入学希望者に対する広報活動について一体的に取り組むことを目的とする。

(部門)

第3条 センターに、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる部門を置く。

- (1) 高大接続教育部門
- (2) アドミッション部門
- (3) 広報推進部門

(業務)

第4条 高大接続教育部門は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 高大接続教育の実施に関すること。
- (2) 高大接続教育の活動に係るワーキンググループに関すること。
- (3) その他高大接続教育に関する必要な事項

2 アドミッション部門は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 入学者の入試データ分析に関すること(入学後の追跡調査を含む。)
- (2) 入学者選抜方法の研究開発に関すること。
- (3) その他入学者選抜に関すること。

3 広報推進部門は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 志願者の確保に関すること。
- (2) オープンキャンパスに関すること。
- (3) 入学案内の作成に関すること。
- (4) その他入試広報に関する企画・立案に関すること。

(組織)

第5条 センターに、次に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 部門長
- (4) 専任教員
- (5) 部門員
- (6) その他必要な職員

(センター長及び副センター長)

第6条 センター長は、理事のうちから学長が指名する。

- 2 センター長は、センターを統括する。
- 3 副センター長は、本学教員の中から、センター長の推薦に基づき、学長が委嘱する。
- 4 副センター長は、センター長を補佐するとともに、センターの業務を行う。

(部門長)

第7条 第3条第1項各号に掲げる部門（以下「部門」という。）に部門長を置き、部門の業務を統括する。

- 2 部門長は、第9条に掲げる部門員のうちから、センター長の推薦に基づき、学長が委嘱する。

(専任教員の選考)

第8条 センターの専任教員（以下「専任教員」という。）の選考については、センターで公募・選出した候補適任者のうちから、学長が決定する。

(部門員)

第9条 各部門の部門員は、それぞれ次のとおりとする。

- 2 高大接続教育部門の部門員は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 教育推進主管
 - (2) 国際資源学研究科長，教育文化学部長，医学系研究科長及び理工学研究科長が推薦する当該研究科又は学部の教員 各1名
 - (3) 高大接続教育部門会議ワーキンググループ委員 各1名
 - (4) 高大接続センターの専任教員
 - (5) その他センター長が必要と認めた者
- 3 アドミッション部門の部門員は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 国際資源学研究科長，教育文化学部長，医学系研究科長及び理工学研究科長が推薦する当該研究科又は学部の教員 各1名
 - (2) 高大接続センターの専任教員
 - (3) その他センター長が必要と認めた者
- 4 広報推進部門の部門員は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 国際資源学研究科長，教育文化学部長，医学系研究科長及び理工学研究科長が推薦する当該研究科又は学部の教員 各2名
 - (2) 高大接続センターの専任教員
 - (3) 入試課事務系職員 若干名
 - (4) その他センター長が必要と認めた者
- 5 部門員は、センター長が委嘱する。
- 6 部門員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 7 部門員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(ワーキンググループの設置)

第10条 高大接続教育部門の下に、高大接続教育活動を実施する組織として、ワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループに関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第11条 センターの事務は、次に掲げるとおり処理する。

- (1) 高大接続教育部門に関する事務は、総合学務課において処理する。
- (2) アドミッション部門及び広報推進部門に関する事務は、入試課において処理する。

(3) その他センターに関する事務については、総合学務課及び入試課が協力して処理する。

(企画会議)

第12条 センターに、センターの運営に関する重要事項を審議するため、秋田大学高大接続企画会議（以下「企画会議」という。）を置く。

2 企画会議に関し必要な事項は、別に定める。

(補則)

第13条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、企画会議の議を経てセンター長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。